

規程第35号

理事長決定

平成22年1月1日制定・施行

平成22年11月1日改正・施行

平成27年3月31日改正・平成27年4月1日施行

平成28年4月1日改正・施行

平成28年10月1日改正・施行

令和2年12月1日改正・施行

令和3年8月1日改正・施行

令和4年10月1日改正・施行

令和6年10月1日改正・施行

日本年金機構職員賞与規程

目次

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 賞与（第7条―第10条）

第3章 雑則（第11条・第12条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、日本年金機構職員就業規則（規程第21号。以下「職員就業規則」という。）第53条及び日本年金機構准職員就業規則（規程第22号。以下「准職員就業規則」という。）第42条の規定に基づき、日本年金機構（以下「機構」という。）の正規職員（職員就業規則第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）及び准職員（准職員就業規則第1条に規定する准職員をいう。以下同じ。）（以下正規職員と准職員を合わせて「職員」という。）の賞与に関する事項を定めることを目的とする。

（賞与の種類）

第2条 職員の賞与は、期末手当、勤勉手当、業績手当及び新卒採用者一時金とする。

（賞与の支払）

第3条 賞与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、賞与支払の際に控除する。

(1) 法令で定めるもの

(2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書に規定する労使協定によるもの

2 前項の規定にかかわらず、職員から申出のあった場合においては、その者の指定する預金又は貯金の口座への振込みによって賞与を支払うことができる。

（賞与の支給等）

第4条 期末手当及び勤勉手当は、原則として6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在籍する職員に対して、第7条及び第8条の規定に基づき、それぞれの基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。これらの基準日前1ヵ月以内に死亡した職員についても同様とする。

2 業績手当は、原則として基準日にそれぞれ在籍する職員に対して、第9条の規定に基づき、基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。

3 新卒採用者一時金は、原則として採用年度の基準日に在籍する職員（採用年度の前年度に四年制大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業した者、又は採用年度の前年度に大学等を卒業した者と同等の条件で採用された者に限る。ただし、正規職員に登用された者を除く。以下「新卒採用者」という。）に対して、第10条の規定に基づき、採用年度の基準日の属する月の理事長が定める日に、1度に限り支給する。

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、賞与（第5号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた賞与）を支給しない。

(1) 職員就業規則第18条第1項第2号、第3号及び第6号又は准職員就業規則第8条第1項第2号及び第3号の規定に基づく休職期間中の職員

(2) 日本年金機構職員制裁規程（規程第40号。以下「職員制裁規程」という。）第2条第1項第5号の規定に基づく停職期間中の者

(3) 日本年金機構職員育児・介護休業等に関する規程（規程第29号）第3条の規定により育児休業をしている職員又は日本年金機構職員配偶者同行休業規程（規程第78号）により配偶者同行休業をしている職員。ただし、期末手当及び勤勉手当にあつては、基準日に対応する第7条第1項に規定する期間中に勤務した期間等がある職員を除く。また、業績手当にあつては、第9条第1項に規定する評価期間中に勤務した期間等がある職員を除く。

(4) 基準日から支給日までの間に、職員就業規則第24条第6号又は准職員

就業規則第14条第1項第6号に規定する理由に基づき解雇され、又は
職員制裁規程第2条第1項第8号の規定に基づき懲戒解雇された者

(5) 次条第1項の規定により賞与の支給を一時差し止め処分を受けた職員
(当該処分を取り消された者を除く。)であって、その者の在職期間中の
行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者

(6) その他前各号の規定に準ずる者

5 前項に規定する場合のほか、財務状況の悪化その他やむを得ない事由が存在する場合(当該職員について前項第4号に規定する解雇又は懲戒解雇の事由が明白に存在する場合を含む。)には、賞与を支給せず、又はその支給日を遅らせることがある。

(賞与支給の一時差し止め)

第5条 理事長は、支給日に賞与を支給されることとされていた職員で当該支給日の前日までに退職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該賞与の一部を一時差し止めることができる。

(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下次項第3号において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し賞与を支給することが、賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、一時差し止め処分を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、速やかに当該処分を取り消すものとする。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し止め処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差し止め処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差し止め処分を受けた者が当該処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差し止め処分を受けた者について、当該処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該処分に係る賞与の基準日から起算して1年を経過した場合

- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、賞与の支給を差し止める必要がなくなったとして、当該処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長が一時差止処分を行う場合は、当該処分を受ける者に対し、事由を記載した説明書を交付するものとする。

(端数の取扱い)

第6条 この規程により算出した賞与の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 賞与

(期末手当)

- 第7条 期末手当は、6月1日が基準日の場合は前年の10月1日から当年の3月31日、12月1日が基準日の場合は当年の4月1日から9月30日までの6ヵ月間（在職期間が6ヵ月に満たない者については、その在職期間）における勤務日数を勘案して、その者の職責に応じてこれを支給する。
- 2 期末手当の取扱いは、その期ごとに別に定める。

(勤勉手当)

- 第8条 勤勉手当は、毎年度の予算の範囲内において、職員に対し、日本年金機構人事評価実施規程（規程第44号）第5条に定める半期評価の結果に応じて、これを支給する。
- 2 前項の半期評価の結果は、6月1日が基準日の場合は前年の10月1日から当年の3月31日までの期間、12月1日が基準日の場合は当年の4月1日から9月30日までの期間を対象とする。
 - 3 勤勉手当の取扱いは、その期ごとに別に定める。

(業績手当)

- 第9条 業績手当は、毎年度の予算の範囲内において、日本年金機構事業実績表彰規程（規程第62号）第2条に定める表彰の結果に応じ、当該表彰に係る評価期間の9月30日又は3月31日に当該表彰拠点に所属する職員に対して、支給することがある。

2 業績手当の取扱いは、その期ごとに別に定める。

(新卒採用者一時金)

第10条 新卒採用者一時金は、毎年度の予算の範囲内において、新卒採用者に対し、支給することがある。

2 新卒採用者一時金の取扱いは、その期ごとに別に定める。

第3章 雑則

(改廃)

第11条 この規程の改廃については、理事長が決定する。

(実施に関する事項)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成22年6月に支給される第7条の規定による期末手当の在職期間及び第8条の規定による勤勉手当の取扱いについては、別に定める。

(経過措置)

第3条 平成22年6月1日から平成22年11月30日までの間に採用された職員に係る平成22年12月1日を基準日とする期末手当は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成22年6月1日から平成22年11月30日までの6ヵ月間（在職期間が6ヵ月に満たない者については、その在職期間）における勤務日数を勘案して、その者の職責に応じてこれを支給する。